

岩手県告示第338号

平成22年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成21年岩手県告示第927号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後																																		
<p>2 資格審査の申請の方法</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 申請書等の提出方法 (3)の提出場所に直接持参すること。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者については、岩手県出納局、<u>広域振興局総務部又は地方振興局企画総務部</u>に郵送することができる。なお、既に物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1329号）第2条に規定する競争入札参加資格基準に係る審査を受け、有効期間が平成23年3月31日までの物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、この告示に係る資格を取得した者とみなす。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務所又は事業所の所在地</th> <th>提出場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡</td> <td><u>盛岡地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u></td> <td><u>大船渡地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td><u>釜石市 上閉伊郡</u></td> <td><u>釜石地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td><u>宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）</u></td> <td><u>宮古地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td>久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）</td> <td><u>久慈地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td>二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡</td> <td><u>二戸地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td>岩手県外（県内に事務所又は事業</td> <td><u>出納局、広域振興局</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務所又は事業所の所在地	提出場所	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	<u>盛岡地方振興局企画総務部</u>	[略]		<u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u>	<u>大船渡地方振興局企画総務部</u>	<u>釜石市 上閉伊郡</u>	<u>釜石地方振興局企画総務部</u>	<u>宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）</u>	<u>宮古地方振興局企画総務部</u>	久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）	<u>久慈地方振興局企画総務部</u>	二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	<u>二戸地方振興局企画総務部</u>	岩手県外（県内に事務所又は事業	<u>出納局、広域振興局</u>	<p>2 資格審査の申請の方法</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 申請書等の提出方法 (3)の提出場所に直接持参すること。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者については、岩手県出納局又は別表の右欄に掲げる提出場所の<u>いずれかに</u>郵送することができる。なお、既に物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1329号）第2条に規定する競争入札参加資格基準に係る審査を受け、有効期間が平成23年3月31日までの物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、この告示に係る資格を取得した者とみなす。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務所又は事業所の所在地</th> <th>提出場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡</td> <td><u>盛岡広域振興局経営企画部</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>釜石市 上閉伊郡</u></td> <td><u>沿岸広域振興局経営企画部</u></td> </tr> <tr> <td><u>宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）</u></td> <td><u>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター</u></td> </tr> <tr> <td><u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u></td> <td><u>沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター</u></td> </tr> <tr> <td>久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）</td> <td><u>県北広域振興局経営企画部</u></td> </tr> <tr> <td>二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡</td> <td><u>県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務所又は事業所の所在地	提出場所	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	<u>盛岡広域振興局経営企画部</u>	[略]		<u>釜石市 上閉伊郡</u>	<u>沿岸広域振興局経営企画部</u>	<u>宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）</u>	<u>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター</u>	<u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u>	<u>沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター</u>	久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）	<u>県北広域振興局経営企画部</u>	二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	<u>県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター</u>
事務所又は事業所の所在地	提出場所																																		
盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	<u>盛岡地方振興局企画総務部</u>																																		
[略]																																			
<u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u>	<u>大船渡地方振興局企画総務部</u>																																		
<u>釜石市 上閉伊郡</u>	<u>釜石地方振興局企画総務部</u>																																		
<u>宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）</u>	<u>宮古地方振興局企画総務部</u>																																		
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）	<u>久慈地方振興局企画総務部</u>																																		
二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	<u>二戸地方振興局企画総務部</u>																																		
岩手県外（県内に事務所又は事業	<u>出納局、広域振興局</u>																																		
事務所又は事業所の所在地	提出場所																																		
盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	<u>盛岡広域振興局経営企画部</u>																																		
[略]																																			
<u>釜石市 上閉伊郡</u>	<u>沿岸広域振興局経営企画部</u>																																		
<u>宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）</u>	<u>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター</u>																																		
<u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u>	<u>沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター</u>																																		
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）	<u>県北広域振興局経営企画部</u>																																		
二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	<u>県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター</u>																																		

所を有しない者に限る。)

総務部又は地方振興
局企画総務部

備考1 県内に事務所又は事業所を2以上有する場合は、
次の方法によってください。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する申請者
にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地を
所管する広域振興局又は地方振興局に提出して
ください。
- (2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する申請
者にあつては、県内の事務所又は事業所の所在地
を所管する広域振興局又は地方振興局のうちい
ずれかに提出してください。

2 提出場所が県南広域振興局総務部の場合につい
ては、広域振興局総合支局の地域支援部又は地域支
援部県民センターに提出することができます。

備考1 県内に事務所又は事業所を2以上有する場合は、
次の方法によってください。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する申請
者にあつては、この表の左欄に掲げる主たる事務
所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄
に掲げる提出場所に提出してください。
- (2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する申請
者にあつては、この表の左欄に掲げる県内の事務
所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄
に掲げる提出場所のうちいずれかに提出してくだ
さい。

2 提出場所が県南広域振興局総務部の場合につい
ては、次の場所に提出することができます。

- (1) 県南広域振興局総務部花巻総務センター
- (2) 県南広域振興局総務部一関総務センター
- (3) 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (4) 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- (5) 県南広域振興局土木部千厩土木センター

備考 改正部分は、下線の部分である。